

令和3年第8回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年8月25日（水） 午後1時30分から3時15分

2. 開催場所 全員協議会室（6階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（13人）

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	石井 昌明	出	10	鶴岡千鶴子	出
2	中村 誠	出	11	大久保貴章	出
3	大熊 陽子	出	12	島根 至代	出
4	岡庭 早苗	欠	13	内田 和夫	出
5	沖 久雄	出	14	岡庭 丈夫	出
6	篠田 義昭	出	推進	中村 清隆	出
7	秋谷 直那	出	推進	浅香 利明	出
8	榎本 貞夫	出	推進	恩田 英世	出
9	戸邊 勲	出	推進	染谷 義人	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第 1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について

報告第 2号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 4号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について

報告第 6号 農地法第5条第1項第1号の規定に基づく届出について（公共事業に伴う一時転用）

報告第 7号 証明書の発行状況について

第5 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第 3号 農地改良等の取扱要綱の一部改正について

議案第 4号 「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正について

て意見を求める件

第6 その他

- (1) 審議会、協議会の報告について
- (2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 羽ヶ崎 司

局長補佐 吉田 正英

係 長 河野 広美

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから、令和3年8月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会宣言及びあいさつ)
議長	本日、岡庭早苗委員が欠席でございますが、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 3番 大熊陽子委員、5番 沖久雄委員、お願いいたします。
	(本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
事務局	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましては、お目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	続きまして、議案第1号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。

【議案第1号に係る申請地のビデオ上映】

議長	<p>それでは、再開いたします。</p>
議長	<p>続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。</p> <p>なお、今月内容調査会を行った案件について報告いたします。</p> <p>今月は議案第1号3番、4番、5番につきまして内容調査会を開催しております。</p> <p>それでは、議案第1号1番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号1番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「鷹野二丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「住宅用敷地」、</p> <p>こちらの申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この案件は内田委員の担当でございます。内田委員に内容説明をお願いいたします。</p>
内田委員	<p>それでは、ただいまから議案第1号1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人、権利種類、土地の表示等につきましては事務局と重なりますので、省略いたします。また、現地につきましてもビデオどおりですので、これも省略いたします。</p> <p>(申請人について説明)</p> <p>転用目的は、住宅用敷地</p> <p>(理由書朗読)</p> <p>(利用計画について説明)</p> <p>隣地の同意は必要ありません。</p> <p>被害防除につきましては、南側、既設のCB3段プラスフェンスがありますので、それを利用します。東側、CB4段、新設CB2段、西側、新設枠型ブロック5段、北側、新設枠型ブロック5段、汚水は合併浄化処理槽○人槽で処理後、北側水路へ放流いたします、雨水は雨水浸透ますから北側水路へ放流いたします。</p> <p>その他の参考事項としまして、誓約書あり。</p> <p>資金計画は融資によります。</p> <p>都市計画法第29条第1項の規定による許可申請は済んでおります。</p> <p>以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 住宅用敷地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第1号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第1号2番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「田中新田〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、同じく「〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、合計2筆、「〇〇平米」、施設概要「住宅用地」。

こちらの申請地の農地区分は農用地区域外にある農地であり、良好な営農条件を備える農地として、その規模がおおむね10ha以上あるため、第1種農地であると判断されます。

なお、第1種農地は原則不許可であります。当該案件での利用目的は住宅用地であり、農地転用の不許可の例外に該当すると判断します。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は榎本委員の担当でございます。榎本委員に内容説明をお願いいたします。

榎本委員

それでは、議案第1号2番についてのご説明を申し上げます。

先ほど事務局のほうから譲渡人、譲受人、権利の種類、土地の表示、施設概要につきましては説明がありました。また、現地につきましても先ほどビデオで見ていただいたとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(申請人について説明)

転用目的は住宅用地。

(理由書朗読)

(利用計画説明)

隣地の同意につきましては、西側の畑の所有者さんより同意をいただいております。

続きまして、被害防除ですが、この土地は南側も北側もそれぞれ住宅が建っておりまして、南側については既設のブロック塀2段の上にフェンス、これを利用し、また、新設のブロック塀3段とフェンスは既設のものがないところにつきましては設置するとのことでございます。

東側につきましては、現有地に当たりますので、何もしないということです。

西側につきましては、農地がありますが、新設のブロック塀3段積みの上にフェンスをつけるとのことでございます。

北側にも住宅がありますが、その住宅の既設のブロック塀を3段積みになりますが、それについているフェンスも併せて利用するということでございます。

汚水については、合併処理浄化槽〇人槽で処理いたしまして、南側水路へ放流とのことです。雨水は、雨水浸透ますから南側水路へ放流とのことです。

その他参考事項といたしまして、誓約書があります。

資金計画については、融資を考えているとのことです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

内田委員。

内田委員

(挙手により質疑)

ちょっと私勉強不足ですが、ここは第1種農地ということで、第1種農地は沿道サービス事業とか、そういうものは許可になるのは当然知っていますが、住宅も対象地で、親族が20年ということで建つということなんですけれども。

議長

第1種農地で住宅が建つかということですか。

内田委員

そうです。

議長

では、回答を事務局でお願いいたします。

事務局

34条12項の規定により、開発区域の周辺における市街地化を促進するおそれがないと認められという書き出しがありますが、この条文には住宅というものが記されておりまして、今回の6親等、20年という要件を満たしており

ますので、問題なく専用住宅については建てられるということでございます。現在開発のほうの許可申請も同時に進められており、審議が許可の見込みで進められております。

議長 よろしいでしょうか。

内田委員 ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

【挙手なし】

議長 質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第1号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 住宅用地 (全員賛成)

議長 続きまして、議案第1号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議案第1号3番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦成三丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同〇〇番、地目「畑」、地積「〇〇平米」、合計2筆、「〇〇平米」。施設概要「駐車場用地」、
こちらの申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
この案件は中村委員の担当でございます。中村委員に内容説明をお願いいたします。

中村委員

ただいまより第1号3番の説明に入らせていただきます。

譲渡人、譲受人、権利種類、土地の表示、施設概要については、事務局の説明どおりですので、省略させていただきます。また、現地についてもビデオのとおりでございますので、それも省略させていただきます。

(内容調査会において聞き取りした内容を説明)

転用目的、駐車場用地。

別紙理由書が届いておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

隣地の同意は得ております。

続きまして、被害防除に関してですが、東側、新設ブロック2段積み、西側、新設型柵ブロック5段のネットフェンス、南側、新設ブロック4段のネットフェンス、プラス防犯灯とアイドリングストップ看板です。停止線、出入り口は5mの7m、コンクリートの舗装です。北側は新設ブロック3段、ネットフェンス、防犯灯、アイドリングストップ看板です。敷地内は砂利敷き。防犯に関して、出入り口に防犯カメラを設置するという事です。

資金計画は自己資金です。

以上で説明を終わります。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号3番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第1号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第1号4番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「上彦名〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同「〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、計2筆「〇〇平米」、施設概要「グループホーム建設用地」、

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明をお願いいたします。

沖委員

それでは、ただいまから議案第1号4番の説明をいたします。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要については先ほどの事務局の説明どおりですので省略いたします。また、現地の説明についてもビデオどおりですので、省略いたします。

(内容調査会において聞き取りした内容を説明)

(理由書朗読)

隣地の同意は必要ございません。

次に、被害防除ですが、南側、新設L型擁壁、メッシュフェンス、東側、新設CB4段メッシュフェンス、西側、新設CB3段、メッシュフェンス、アイドリングストップ看板を設置します。北側には新設CB4段、メッシュフェンス、入り口はコンクリート舗装とします。汚水は、北側下水道本管へ放流とのことです。そして雨水は浸透ますから北側水路へ放流とのことです。

その他の参考事項として、誓約書あり。

資金計画は、自己資金、借入れ、補助金だそうです。

なお、アカシア会については、三郷市が指定した事業所が行う地域密着型サービスを提供する施設に該当する都市計画法第34条1号とのことです。

以上にて終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

4番 グループホーム建設用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第1号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第1号5番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「番匠免一丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「駐車場用地」。

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は秋谷委員の担当でございます。秋谷委員に内容説明をお願いいたします。

秋谷委員

それでは、ただいまから議案第1号5番を説明させていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要については先ほど事務局の説明とおりですので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりですので、省略いたします。

(内容調査会において聞き取りした内容を説明)

隣地の同意についてはあります。

(理由書朗読)

被害防除の関係ですが、南側、新設単管パイプ、会社看板、停止線、出入り口コンクリート舗装、5m×5m、北側、新設H鋼板柵土留め、単管パイプ、水路脇新設コンクリート打設、厚さ5cm、西側、新設板柵土留め、単管パイプ、アイドリングストップ看板、東側、新設板柵土留め、単管パイプ、敷地内は砂利敷き、以上が被害防除です。

その他参考事項といたしまして、誓約書が提出されています。

また、資金計画としては自己資金で対応することです。

以上で説明を終わります。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号5番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は

で、お知らせいたします。

(被相続人及び相続人、農業従事、経営状況について説明)

〇〇さんは今後につきましても引き続き農業経営を行われていくとのことでした。

申しおくれましたけれども、所有している田畑ですが、〇〇さんの家を中心に
して大体200m以内のところにあります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

恩田委員。

恩田委員

【挙手により質疑】

ちょっと、経営面積が〇〇、今度の適格証明の協議で△△、これは今〇〇さんがやっているのは□□で、この面積は誰が耕作していたのですか。

議長

数字が違うという意味ですね。事務局でお分かりでしたら。

事務局

□□平米は〇〇さんの農家世帯のほうで所有している農地ということになっております。△△はお亡くなりになった〇〇さんの農家台帳上の農家世帯として所有のものということで、同じご家族だとは思いますが、たまたま台帳が2つに分かれていたということで、表記を相続人の経営面積のところは今回相続する〇〇さんのものだけで表記させていただいております。実際にどなたがこの△△を耕作されていたかということは〇〇さんだと思いますということです。

恩田委員

分かりました。

議長

参考になりました。ありがとうございました。

ほかにごございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

続きまして、議案第3号1番「農地改良等の取扱要綱の一部改正について」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明のほうをさせていただきます。

農地改良等の取扱要綱の一部改正につきまして、議案書別紙のほうをご覧ください。

行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、農地改良等の取扱要綱の一部を改正いたします。

改正内容は、様式1号中「㊟」を削除する。様式第3号中「印」を削除する。様式第4号中「㊟」を削除する。様式第5号中「㊟」を削除する。様式第7号中「㊟」を削除する。様式第7号の2中「㊟」を削除するとなっております。

施行年月日につきましては令和3年9月15日といたします。

詳細につきましては、資料1、こちらのほうになります。

こちらは新旧対照表となっております、左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。改正内容は、提出書類における押印の廃止となっております。

右上に「資料1」と書いてあります横長のものです。

それになっておりまして、左の印が右だと消えているというところで、様式の内容は変わらないのですが、印を押していただく部分を廃止しております。

5ページの第7号における、こちらは会長印におきましては、四角の印と書いてあるところですが、こちらについては委員会のほうで押す判こととなっておりますので、改ざん防止の観点から継続とさせていただきます。

以上で説明は終わりますが、県の農地調整関係事務処理要綱の改正がありまして、本要綱と同様に押印の廃止がされております。来月、9月15日からの施行となりますので、10月分の受付からの適用となります。

また、市の申請、農業にかかわらず、ほかの申請につきましても押印の義務づけの一部廃止があります。8月23日に施行済みでございます。押印の義務づけを廃止した申請書等一覧について、今週中にホームページが上がりますので、こちらをご参考にお知らせしたいと思います。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。

議長

ここで暫時休憩といたします。再開は2時50分をお願いいたします。

【暫時休憩】

議長

それでは、再開いたします。

議長

続きまして、議案第4号1番「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正について意見を求める件を上程いたします。
議案第4号1番につきまして、農業振興課に説明をお願いしております。
それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

農業振興課長

皆さんこんにちは。
農業委員の皆様には日ごろより農業振興課業務にご協力賜りまして厚くお礼申し上げます。また、本日は貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。
さて、本日の出席職員につきましては、農業振興課の鏡課長補佐、農業振興係、村上主事、そして私、課長の秋本と申します。よろしくお願ひいたします。
それでは、議案第4号1番「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正について意見を求める件につきまして、鏡補佐から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

カガミ補佐

よろしくお願ひします。
それでは、議案第4号1番「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正についてご説明させていただきます。
A4、縦、2枚つづりの資料、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正についてをご覧ください。
初めに、変更の理由といたしましては、農業経営基盤強化促進の一部改正に伴い、本市の基本的な構想を改正するものでございます。
次に、主な変更点といたしましては、3点ございます。
1点目は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地利用円滑化事業に関

わる規定を削除するものでございます。これまで農業協同組合が実施してきた農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されたことに伴い、同事業に関する規定を削除いたします。

2点目は、埼玉県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の改正に伴い変更するものでございます。新規就農者の確保目標を年間280人から年間330人に変更いたします。

3点目は、利用権設定等促進事業に関する事項の変更でございます。1枚めくっていただいた一覧表のとおり、条文や文言等の変更となります。

以上が農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正概要となります。

議長

説明は終了となります。

ご意見、ご質問の方がありましたら、挙手にてお願いしたいと思います。

【挙手なし】

議長

それでは、質疑を打ち切りしたいと思います。

農業振興課の職員の皆様、どうもありがとうございました。

【農業振興課職員退室】

議長

それでは、ただいまの議案に関しまして、議案第4号1番の採決をいたします。

議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

それでは、続きまして、その他に移らせていただきます。

先ほどお配りしましたその他の資料を参考に進めていきたいと思っております。

それでは、まず(1)審議会、協議会の報告について、ございましたら、挙手にてお願いします。

【挙手なし】

議長

それでは、私のほうから1点報告させていただきます。

昨日8月24日午前10時から、三郷市景観審議会が開催されました。

議案として、今回改選がございまして、会長の承認、副会長の承認がございました。

議案の内容ですが、1点目、三郷市屋外広告物条例及び三郷市屋外広告物条例施行規則の一部改正案についての諮問でございます。

2点目、景観賞の募集及び入選作品の選定です。

私からの報告は以上でございます。

議長 それでは、審議会、協議会以外で報告がございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。

【挙手なし】

議長 それでは、事務局からの連絡事項ということで、局長からお願いいたします。

羽ヶ崎事務局
長 それでは、事務局からの連絡事項についてご報告いたします。

1点目、農地利用最適化推進活動活性化研修会について

2点目、四市町農政研究会合同研修会について

3点目、都市計画審議会委員の任期満了に伴う委員の推薦について
引続き中村委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか

中村委員 はい。

議長 では、よろしくお願いいたします。

4点目、令和3年度農業祭について

議長 ありがとうございます。

続きまして、農業振興課からの連絡事項については、補佐からお願いします。

事務局 ① 菊花会総会・菊花展運営委員会について
② 生き生き農業体験講座について
③ 第45回三郷市農業祭について

議長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして今月の総会は閉会とさせていただきます。
閉会に当たりまして、戸邊代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

戸邊
会長職務代理 長時間にわたりまして慎重なご審議ありがとうございました。

今月の総会では、農地法第5条が5件許可相当になりました。また、納税猶予適格者証明に係る1件、農地改良等の取扱要綱の一部改正に係る1件、「農

業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る1件、多くの審議事項がございました。

審議の内容を確認するとともに、円滑な総会運営にご協力いただきましてありがとうございます。

以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。皆様お疲れさまでした。